

1 目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、委託者が委託する廃棄物を適正に処理するため実施するものとする。

2 業務場所

収集：前橋市日吉町二丁目17-10（前橋市総合福祉会館）

処分：受託者処分場内

3 委託内容

(1) 一般的事項

ア 本業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

イ 廃棄物の引渡しは、あらかじめ委託者が指定する日時に産業廃棄物を収集し、受託者の処分場へ運搬し、受託者処分場内で処分するものとする。

(2) 業務内容

廃棄物の収集、運搬及び処分並びに法に規定する書面の送付及び報告

4 廃棄物の種類及び予定排出量

廃棄物は、法第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物であって、次に掲げるものとする。

(1) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・金属くず（蛍光灯）

100kg（予定排出量）

(2) 金属くず・汚泥（乾電池）

10kg（予定排出量）

(3) 金属くず

120kg（予定排出量）

5 処理方法

法の規定による。

なお、本業務により生じた中間処理産業廃棄物があるときは、受託者の責任において適正に処理すること。

6 書面の送付

受託者は、法第12条の3第4項前段に規定する、管理票交付者に送付しなければならないとする管理票の写し（通称D票）を、委託者の指定する日までに送付しなければならない。

なお、管理票は受託者が準備するものとする。

7 報告

受託者は、業務が完了したときは、速やかに、委託者の指定する様式による業務完了報告書を提出しなければならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項については、協議して定めるものとする。
- (2) 本業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、受託者は速やかに応じなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項に当たる場合は、この限りでない。